

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律施行規則一部改正のお知らせ

LPガスは全国総世帯の4割で使用され、災害時の有用性についても認知が進んでいます。しかしながら、消費者からLPガス料金の不透明性や取引方法に関する問題点が指摘されてきました。経済産業省では、消費者からの指摘の他、エネルギー自由化による競争の激化も踏まえ、LPガス料金の透明化および取引の適正化に関し、以下の施策を実施することとし、LPガス販売事業者に対し、平成29年6月1日より実施することをもとめられましたのでお知らせいたします。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第16条第15号の2を同条第15条の3とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

15の2 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

附則 この省令は、平成29年6月1日から施行する。